

平成19年 2月 2日
近畿地方整備局河川部 水政課
河川環境課

関西電力（株）の水利使用に係る報告徴収について

○本年1月31日に関西電力（株）からの申し出があり、川合発電所^{かわい}の水利使用規則に定められた報告データのうち、本取水口からの取水量について、平成17年以前において許可量を超える取水がありながら許可量を超えない値を記載して報告が行われていたこと及び^{とちう}栃生発電所において、取水口から発電機までの導水施設に許可量全量の水を通水する能力がないにもかかわらず、許可量全量を取水したという報告がされていたことが判明しました。

○このため、本日、河川法第78条第1項に基づき、

①本事案の経緯等の詳細及び再発防止策

②本事案及び本日までに報告のあった法手続き及び報告データに係る不適切事案の他に、法手続き及び報告データに係る不適切な取扱いがあった案件がないか

について、本年2月14日を期限として報告徴収を行うこととしました。